

令和8年第2回市議会(定例会)

# 議 会 議 案

自 議案第 44 号

至 議案第 49 号

令和8年5月29日

## 加 古 川 市

## 目 次

議案第 4 4 号	専決処分の承認を求めること（加古川市市税条例の一部を改正する条例を定めること）	3
議案第 4 5 号	加古川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を定めること	54
議案第 4 6 号	加古川市長等の損害賠償責任の上限を定める条例及び加古川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めること	58
議案第 4 7 号	加古川市市税条例の一部を改正する条例を定めること	65
議案第 4 8 号	加古川市医療の助成に関する条例の一部を改正する条例を定めること	101
議案第 4 9 号	神吉中津線橋梁上部工事請負変更契約締結のこと	110

専決処分の承認を求めること

次の件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和8年3月31日専決処分をしたから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年5月29日提出

兵庫県加古川市長 岡田康裕

記

加古川市市税条例の一部を改正する条例を定めること

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日専決

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

別紙のように、加古川市市税条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市市税条例の一部を改正する条例

加古川市市税条例（昭和33年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第18条中「、第77条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第77条の7第1項の申告書、」を削る。

第26条第3項中「。）」の右に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第77条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

第77条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第77条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第77条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第77条の4から第77条の9までを削る。

第78条（見出しを含む。）、第79条（見出しを含む。）、第80条（見出しを含む。）及び第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第84条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第85条の見出し、第86条（見出しを含む。）並びに第87条の見出し並びに同条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第88条第2項中「第77条第3項ただし書」を「第77条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第4条の3の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第4条の3の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第4条の3の3の2第1項」を「附則第4条の3の3第1項」に改め、同条を附則第4条の3の3とする。

附則第4条の4第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第4条の3の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2から第9条の6までを削る。

附則第10条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第10条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第10条の3第3項第2号、第10条の4第3項第2号及び第13条第3項第2号中「、附則第4条の3の3第1項及び附則第4条の3の3の2第1項」を「及び附則第4条の3の3第1項」に改める。

附則第13条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第14条第5項第2号、第15条第2項第2号及び第16条第2項第2号中「、附則第4条の3の3第1項及び附則第4条の3の3の2第1項」を「及び附則第4条の3の3第1項」に改める。

附則第16条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第16条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第4条の3の3第1項及び第4条の3の3の2第1項」を「及び第4条の3の3第1項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### (軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の加古川市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の前日に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

( 現 行 )

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第18条 納税者又は特別徴収義務者は、第39条、第44条、第44条の2若しくは第44条の5（第50条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第46条の4第1項（第46条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第50条の7、第63条、第77条の7第1項、第80条第2項、第93条第1項若しくは第2項、第95条の3第2項、第110条の11第1項、第110条の24第3項又は第114条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

(1) …………… (省 略)

(2) 第77条の7第1項の申告書、第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第110条の11第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第77条の7第1項の申告書、第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第110条の11第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) …………… (省 略)

## 改正する条例（新旧対照表）

（ 改 正 ）

（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）

第18条 納税者又は特別徴収義務者は、第39条、第44条、第44条の2若しくは第44条の5（第50条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第46条の4第1項（第46条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第50条の7、第63条、第80条第2項、第93条第1項若しくは第2項、第95条の3第2項、第110条の11第1項、第110条の24第3項又は第114条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

(1) ……………（省 略）

(2) 第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第110条の11第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第110条の11第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) ……………（省 略）

( 現 行 )

↳

(6) …………… (省 略)

(所得割の課税標準)

第26条 …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第26条の9において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4 …………… (省 略)

↳

6 …………… (省 略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第77条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができないものである場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第77条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する

( 改 正 )

↳

(6) …………… (省 略)

(所得割の課税標準)

第26条 …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第26条の9において「特定配当等」という。）（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4 …………… (省 略)

↳

6 …………… (省 略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第77条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第 445条第1項の規定により軽自動車税を課することができないものである場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみなす課税)

第77条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

( 現 行 )

3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（環境性能割の課税標準）

第 77 条の 4 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第 77 条の 5 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

（1）法第 451 条第 1 項（同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100 分の 1

（2）法第 451 条第 2 項（同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）の

( 改 正 )

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

( 現 行 )

規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第 451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第77条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第77条の7 環境性能割の納税義務者は、法第 454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第 454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第77条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第77条の9 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第87条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免することができる。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

( 改 正 )

(軽自動車税の課税免除)

( 現 行 )

第78条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(1) …………… (省 略)

(2) …………… (省 略)

(種別割の税率)

第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) …………… (省 略)

↳

(3) …………… (省 略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第80条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第82条 種別割は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第84条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただ

( 改 正 )

第78条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(1) …………… (省 略)

(2) …………… (省 略)

(軽自動車税の税率)

第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) …………… (省 略)

⌋

(3) …………… (省 略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第80条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第82条 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第84条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、

( 現 行 )

し、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 …………… (省 略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第85条 …………… (省 略)

(種別割の減免)

第86条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免することができる。

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) …………… (省 略)

↳

(8) …………… (省 略)

3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第87条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免することができる。

(1) …………… (省 略)

↳

( 改 正 )

次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 …………… (省 略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第85条 …………… (省 略)

(軽自動車税の減免)

第86条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) …………… (省 略)

↳

(8) …………… (省 略)

3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第87条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) …………… (省 略)

↳

( 現 行 )

(3) …………… (省 略)

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第 105号）第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) …………… (省 略)

↳

(6) …………… (省 略)

3 …………… (省 略)

4 第1項第2号又は第3号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

( 改 正 )

(3) …………… (省 略)

2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第 105号）第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) …………… (省 略)

↳

(6) …………… (省 略)

3 …………… (省 略)

4 第1項第2号又は第3号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

( 現 行 )

5 第1項第1号の規定により減免の措置を受けた場合においては、当該軽自動車等の所有者及び当該減免の措置を受けた理由に変更がない間は、次年度以降の種別割の減免について第2項の申請書の提出があつたものとみなす。

6 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第88条 …………… (省 略)

2 法第 445条第1項若しくは第77条の3又は第77条第3項ただし書の規定によつて種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、施行規則第33号の5様式による申告書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第 445条第1項若しくは第77条の3又は第77条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3 …………… (省 略)

}

6 …………… (省 略)

7 第2項の標識及び第3項の登録票の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び登録票を返納しなければならない。

8 …………… (省 略)

( 改 正 )

- 5 第1項第1号の規定により減免の措置を受けた場合においては、当該軽自動車等の所有者及び当該減免の措置を受けた理由に変更がない間は、次年度以降の軽自動車税の減免について第2項の申請書の提出があつたものとみなす。
- 6 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第88条 …………… (省 略)

- 2 法第 445条第1項若しくは第77条の3又は第77条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、施行規則第33号の5様式による申告書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第 445条第1項若しくは第77条の3又は第77条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3 …………… (省 略)

{

6 …………… (省 略)

- 7 第2項の標識及び第3項の登録票の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び登録票を返納しなければならない。

8 …………… (省 略)

( 現 行 )

9 …………… (省 略)

(種別割の納税証明書の交付)

第89条 市長は、道路運送車両法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について現に種別割の滞納がない場合又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものである場合においては、当該検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車に係る種別割の納税義務者の申請によつて、その旨を証する証明書を当該納税義務者に交付する。

2 …………… (省 略)

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第4条の3の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の8及び第26条の9第1項の規定の適用については、第26条の8中「前条」とあるのは「前条並びに附則第4条の3の3第1項」と、第26条の9第1項中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の3の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知

( 改 正 )

9 …………… (省 略)

(軽自動車税の納税証明書の交付)

第89条 市長は、道路運送車両法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について現に軽自動車税の滞納がない場合又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものである場合においては、当該検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車に係る軽自動車税の納税義務者の申請によつて、その旨を証する証明書を当該納税義務者に交付する。

2 …………… (省 略)

附 則

( 現 行 )

書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

第4条の3の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の8及び第26条の9第1項の規定の適用については、第26条の8中「第26条の5及び前条」とあるのは「第26条の5及び前条並びに附則第4条の3の3の2第1項」と、第26条の9第1項中「第26条の5及び前2条」とあるのは「第26条の5及び前2条並びに附則第4条の3の3の2第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条の4 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

( 改 正 )

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第4条の3の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の8及び第26条の9第1項の規定の適用については、第26条の8中「第26条の5及び前条」とあるのは「第26条の5及び前条並びに附則第4条の3の3第1項」と、第26条の9第1項中「第26条の5及び前2条」とあるのは「第26条の5及び前2条並びに附則第4条の3の3第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条の4 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

( 現 行 )

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条、第26条の3から第26条の5まで、第26条の7、第26条の8、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の3第1項、附則第4条の3の3の2第1項及び附則第4条の3の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 …………… (省 略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第9条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、兵庫県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 兵庫県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 兵庫県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第9条の4の規定により読み替えられた第77条の7第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該

( 改 正 )

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条、第26条の3から第26条の5まで、第26条の7、第26条の8、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の3第1項及び附則第4条の3の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 …………… (省 略)

( 現 行 )

国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲及び減免の特例)

第9条の3 市長は、当分の間、軽自動車税の環境性能割に係る第77条の3の規定を適用しない。

2 市長は、当分の間、第77条の9の規定にかかわらず、兵庫県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当する3輪以上の軽自動車に対し、兵庫県の自動車税の環境性能割の減免の例により軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第9条の4 第77条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「兵庫県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第9条の5 市は、兵庫県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として兵庫県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第9条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第77条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

( 改 正 )

( 現 行 )

第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
第3号	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第77条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第10条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(省 略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(省 略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるの

( 改 正 )

(軽自動車税の税率の特例)

第10条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(省 略)
-------

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(省 略)
-------

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とす

( 現 行 )

は「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第10条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第80条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第84条及び第85条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

( 改 正 )

る。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第10条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第80条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第84条及び第85条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

( 現 行 )

4 …………… (省 略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第10条の3 …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の3第1項及び附則第4条の3の3の2第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の3第1項及び附則第4条の3の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) …………… (省 略)

↳

(5) …………… (省 略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第10条の4 …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の3第1項及び附則第4条の3の3の2第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第

( 改 正 )

4 …………… (省 略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第10条の3 …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) …………… (省 略)

↳

(5) …………… (省 略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第10条の4 …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条の4第1項の規定による市民

( 現 行 )

10条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の3第1項及び附則第4条の3の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) …………… (省 略)

}

(5) …………… (省 略)

4 …………… (省 略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第13条 …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の3第1項及び附則第4条の3の3の2第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の3第1項及び附則第4条の3の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) …………… (省 略)

}

( 改 正 )

税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項、  
附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の3第1項中「所得割の額」とあるの  
は「所得割の額並びに附則第10条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」  
と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第  
10条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) …………… (省 略)

}

(5) …………… (省 略)

4 …………… (省 略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第13条 …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第  
1項及び附則第4条の3の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所  
得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1項の規定による市民税の  
所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則  
第4条の3第1項及び附則第4条の3の3第1項中「所得割の額」とあるのは「  
所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26  
条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第1  
項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) …………… (省 略)

}

( 現 行 )

(5) …………… (省 略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) …………… (省 略)

(2) …………… (省 略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 …………… (省 略)

(短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

( 改 正 )

(5) …………… (省 略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) …………… (省 略)

(2) …………… (省 略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 …………… (省 略)

(短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

( 現 行 )

第14条 …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

}

4 …………… (省 略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の3第1項及び附則第4条の3の3の2第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の3第1項及び附則第4条の3の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) …………… (省 略)

}

(5) …………… (省 略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条 …………… (省 略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の3第1項及び附則第4条の3の3の2第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26

( 改 正 )

第14条 …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

}

4 …………… (省 略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) …………… (省 略)

}

(5) …………… (省 略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条 …………… (省 略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則

( 現 行 )

条の 8、第26条の 9 第 1 項、附則第 4 条の 3 第 1 項、附則第 4 条の 3 の 3 第 1 項及び附則第 4 条の 3 の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) …………… (省 略)

↳

(5) …………… (省 略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条 …………… (省 略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の 5、第26条の 7、第26条の 8、第26条の 9 第 1 項、附則第 4 条の 3 第 1 項、附則第 4 条の 3 の 3 第 1 項及び附則第 4 条の 3 の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第26条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の 7 第 1 項前段、第26条の 8、第26条の 9 第 1 項、附則第 4 条の 3 第 1 項、附則第 4 条の 3 の 3 第 1 項及び附則第 4 条の 3 の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) …………… (省 略)

↳

(5) …………… (省 略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の 2 …………… (省 略)

( 改 正 )

第4条の3第1項及び附則第4条の3の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) …………… (省 略)

↳

(5) …………… (省 略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条 …………… (省 略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) …………… (省 略)

↳

(5) …………… (省 略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の2 …………… (省 略)

( 現 行 )

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第4条の3第1項、第4条の3の3第1項及び第4条の3の3の2第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第4条の3第1項、第4条の3の3第1項及び第4条の3の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) …………… (省 略)

↳

(5) …………… (省 略)

3 …………… (省 略)

4 …………… (省 略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第4条の3第1項、第4条の3の3第1項及び第4条の3の3の2第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第4条の3第1項、第4条の3の3第1項及び第4条の3の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第3

( 改 正 )

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第4条の3第1項及び第4条の3の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第4条の3第1項及び第4条の3の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) …………… (省 略)

↳

(5) …………… (省 略)

3 …………… (省 略)

4 …………… (省 略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第4条の3第1項及び第4条の3の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第4条の3第1項及び第4条の3の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

( 現 行 )

項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) …………… (省 略)

↳

(5) …………… (省 略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の3 …………… (省 略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第4条の3第1項、第4条の3の3第1項及び第4条の3の3の2第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第4条の3第1項、第4条の3の3第1項及び第4条の3の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) …………… (省 略)

↳

(5) …………… (省 略)

3 …………… (省 略)

4 …………… (省 略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第4条の3第1項、第4条の3の3第1項及び第4条の3の3の2第1項の規定の適用に

( 改 正 )

(3) …………… (省 略)

↳

(5) …………… (省 略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条の3 …………… (省 略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第4条の3第1項及び第4条の3の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第4条の3第1項及び第4条の3の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) …………… (省 略)

↳

(5) …………… (省 略)

3 …………… (省 略)

4 …………… (省 略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第4条の3第1項及び第4条の3の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所

( 現 行 )

については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第4条の3第1項、第4条の3の3第1項及び第4条の3の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) …………… (省 略)

↳

(5) …………… (省 略)

6 …………… (省 略)

( 改 正 )

得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項並びに附則第4条の3第1項及び第4条の3の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) …………… (省 略)

↳

(5) …………… (省 略)

6 …………… (省 略)

◎参 考

地 方 自 治 法 抜 す い

(長の専決処分)

第 179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252条の20の2第4項の規定による第 252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 …………… (省 略)

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 …………… (省 略)



加古川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年5月29日提出

兵庫県加古川市長 岡田 康 裕

加古川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

加古川市職員退職手当支給条例（昭和44年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第24条を削り、第25条を第24条とする。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

◎参 考

加古川市職員退職手当支給条例の

( 現 行 )

(退職手当の小切手払)

第24条 この条例の規定による退職手当は、退職手当の支給を受けるべき者の同意を得た場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235条第 2 項の規定により指定した金融機関を支払人とする小切手を振り出す方法により支払うことができる。

第25条 …………… (省 略)

一部を改正する条例（新旧対照表）

（ 改 正 ）

第24条 ……………（省 略）

加古川市長等の損害賠償責任の上限を定める条例及び加古川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市長等の損害賠償責任の上限を定める条例及び加古川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年5月29日提出

兵庫県加古川市長 岡田 康 裕

加古川市長等の損害賠償責任の上限を定める条例及び加古川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(加古川市長等の損害賠償責任の上限を定める条例の一部改正)

第1条 加古川市長等の損害賠償責任の上限を定める条例（令和2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条第1号中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

(加古川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 加古川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

◎参 考

加古川市長等の損害賠償責任の上限を定める

( 現 行 )

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。

(市長等の損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせる。

(1) 市長 基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。）に6を乗じて得た額

(2) ……………（省 略）

）

(4) ……………（省 略）

## 条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

（ 改 正 ）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。

（市長等の損害賠償責任の一部免責）

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 市長 基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。）に6を乗じて得た額
- (2) ……………（省 略）
- ↳
- (4) ……………（省 略）

## 加古川市水道事業及び下水道事業の設置等に関

( 現 行 )

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100千円以上である場合とする。

する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

（ 改 正 ）

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100千円以上である場合とする。



加古川市市税条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年5月29日提出

兵庫県加古川市長 岡田康裕

加古川市市税条例の一部を改正する条例

加古川市市税条例（昭和33年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第26条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第29条第1項ただし書中「及び第30条の3第1項」を「並びに第30条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第30条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第30条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第24条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第50条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当

等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者  
(3)法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第24条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第30条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出」を「同条第1項の規定による申告書を提出」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第59条中「が土地」の右に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第89条第1項中「道路運送車両法」の右に「(昭和26年法律第185号)」を加える。

附則第4条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第4条の3の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第4条の3の4中「又は附則第16条第1項」を「、附則第15条の3第1項又は附則第16条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第4条の3の5第1項及び第4条の3の8中「附則第4条の3の3の2第1項」を「附則第4条の3の3第1項」に改める。

附則第4条の5の2中「附則第7条の2第4項」の右に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第4条の6の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「12分の7」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第15項を第12項とし、第16項を第13項とする。

附則第4条の7第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、

同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第12条の6中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第13条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第15条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第15条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第26条第1項及び第2項並びに第26条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額

及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第26条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第26条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第15条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第15条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第15条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第29条第1項ただし書、第30条の2第1項第2号及び第5項並びに第30条の3の改正規定並びに附則第4条及び第4条の3の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第59条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第26条の7第2項の改正規定並びに附則第4条の3の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）並びに附則第4条の5の2及び第13条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第4条の3の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第15条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の加古川市市税条例（以下「新条例」という。）第30条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第30条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の加古川市市税条例第30条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第4条の3の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定す

る特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項に定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の加古川市市税条例附則第4条の3の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第13条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第13条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第15条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第59条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

( 現 行 )

(寄附金税額控除)

第26条の7 …… (省 略)

2 前項の特例控除額は、法第 314条の7 第11項（法附則第5条の6 第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(市民税の申告)

第29条 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317条の6 第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第 314条の2 第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第 314条の2 第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第30条の2 第1項第3号及び第30条の3 第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは

## 改正する条例（新旧対照表）

（ 改 正 ）

（寄附金税額控除）

第26条の7 ……（省 略）

2 前項の特例控除額は、法第 314条の7 第11項（法附則第5条の6 第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（市民税の申告）

第29条 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317条の6 第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第 314条の2 第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第 314条の2 第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第30条の2 第1項第3号並びに第30条の3 第1項及び第2項第4号において同じ。）

（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の

( 現 行 )

第26条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第25条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 ……………（省 略）

）

10 ……………（省 略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) ……………（省 略）

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3) ……………（省 略）

(4) ……………（省 略）

( 改 正 )

金額の控除若しくは第26条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第25条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 ……………（省 略）

）

10 ……………（省 略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) ……………（省 略）

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3) ……………（省 略）

(4) ……………（省 略）

( 現 行 )

2 …………… (省 略)

}

4 …………… (省 略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第50条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 …………… (省 略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第30条の3 所得税法第 203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第50条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で

( 改 正 )

2 …………… (省 略)

}

4 …………… (省 略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第50条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 …………… (省 略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第30条の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第24条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第50条の2に規定

( 現 行 )

定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第 317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第 317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又

( 改 正 )

する退職手当等に限る。以下この号において同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第 203条の 7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第24条第 1 項第 1 号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第 314条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第 1 項又は法第 317条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第 1 項又は同条第 1 項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第 1 項又は法第 317条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第 1 項又は同条

( 現 行 )

は法第 317条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

3 …………… (省 略)

4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の 9 の 7 の 3において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第 3 項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第59条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(軽自動車税の納税証明書の交付)

第89条 市長は、道路運送車両法第59条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について現に軽自動車税の滞納がない場合又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものである場合においては、当該検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車に係る軽自動車税の納税義務者の申請によつて、その旨を証する証明書を当該納税義務者に交付する。

2 …………… (省 略)

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

( 改 正 )

第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 …………… (省 略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第59条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

(軽自動車税の納税証明書の交付)

第89条 市長は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について現に軽自動車税の滞納がない場合又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものである場合においては、当該検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車に係る軽自動車税の納税義務者の申請によつて、その旨を証する証明書を当該納税義務者に交付する。

2 …………… (省 略)

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

( 現 行 )

第4条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第26条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第4条の3の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 …………… (省 略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第4条の3の4 第26条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第26条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第10条の3第1項、附則第10条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第15条の2第1項又は附則第16条第1項の規定の適用を受けるときは、第26条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

( 改 正 )

第4条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第26条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第4条の3の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 …………… (省 略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第4条の3の4 第26条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第26条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第10条の3第1項、附則第10条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第15条の2第1項、附則第15条の3第1項又は附則第16条第1項の規定の適用を受けるときは、第26条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

( 現 行 )

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第4条の3の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第4条の3の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第26条の4、第26条の5、第26条の7から第26条の9まで、附則第3条の4第2項、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の3の2第1項、前条及び附則第4条の5の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 …………… (省 略)

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第4条の3の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第26条の4、第26条の5、第26条の7から第26条の9まで、附則第3条の4第2項、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の3の2第1項、附則第4条の3の4及び附則第4条の5の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

第4条の5の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第26条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第4条の6の2 … (省 略)

2 …………… (省 略)

( 改 正 )

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第4条の3の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第4条の3の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第26条の4、第26条の5、第26条の7から第26条の9まで、附則第3条の4第2項、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の3第1項、前条及び附則第4条の5の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 …………… (省 略)

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第4条の3の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第26条の4、第26条の5、第26条の7から第26条の9まで、附則第3条の4第2項、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の3第1項、附則第4条の3の4及び附則第4条の5の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

第4条の5の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項 （法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） に規定するところにより控除すべき額を、第26条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第4条の6の2 … (省 略)

2 …………… (省 略)

( 現 行 )

- 3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。
- 8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。
- 9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 14 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 …………… (省 略)
- 16 …………… (省 略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき

( 改 正 )

- 3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。
- 8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
  
- 11 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 …………… (省 略)
- 13 …………… (省 略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき

( 現 行 )

申告)

第4条の7 …… (省 略)

2 …… (省 略)

}

6 …… (省 略)

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) …… (省 略)

}

(6) …… (省 略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) …… (省 略)

}

(3) …… (省 略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) …… (省 略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

( 改 正 )

申告)

第4条の7 …… (省 略)

2 …… (省 略)

}

6 …… (省 略)

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) …… (省 略)

}

(6) …… (省 略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) …… (省 略)

}

(3) …… (省 略)

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) …… (省 略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

( 現 行 )

(7) …………… (省 略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) …………… (省 略)

↳

(4) …………… (省 略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) …………… (省 略)

10 …………… (省 略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) …………… (省 略)

↳

(4) …………… (省 略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) …………… (省 略)

12 …………… (省 略)

13 …………… (省 略)

( 改 正 )

( 7 ) …………… ( 省 略 )

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

( 1 ) …………… ( 省 略 )

↳

( 4 ) …………… ( 省 略 )

( 5 ) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

( 6 ) …………… ( 省 略 )

10 …………… ( 省 略 )

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

( 1 ) …………… ( 省 略 )

↳

( 4 ) …………… ( 省 略 )

( 5 ) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

( 6 ) …………… ( 省 略 )

12 …………… ( 省 略 )

13 …………… ( 省 略 )

( 現 行 )

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) …………… (省 略)

}

(6) …………… (省 略)

(読替規定)

第12条の6 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第111条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 …………… (省 略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなる

( 改 正 )

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) …………… (省 略)

⌋

(6) …………… (省 略)

(読替規定)

第12条の6 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第111条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 …………… (省 略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなる

( 現 行 )

ときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 …………… (省 略)

( 改 正 )

ときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 …………… (省 略)

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第26条第1項及び第2項並びに第26条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第26条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

( 現 行 )

( 改 正 )

(1) 第26条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第15条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第26条の5、第26条の7、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の3第1項の規定の適用については、第26条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項前段、第26条の8、第26条の9第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第26条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第15条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第15条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。



加古川市医療の助成に関する条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市医療の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年5月29日提出

兵庫県加古川市長 岡田 康 裕

加古川市医療の助成に関する条例の一部を改正する条例

加古川市医療の助成に関する条例（昭和46年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「を控除した額（」を「及び」に、「医療に関する給付が行われていないときに限る。）」を「行われる医療に関する給付の額を控除した額」に改める。

第4条第1項中「を除く」を「は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条に規定する自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）の支給を受けることができる場合に限る」に改める。

第6条第2項中「提示する」を「提示し、又は当該保険医療機関等による電子資格確認（医療保険各法の規定による電子資格確認をいう。）を受ける」に改める。

別表第1（1）の項中「80万9千円」を「規則で定める額」に改め、同表（2）の項中「同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項」を「同法附則第5条の4第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）別表第1（2）の項の改正規定 公布の日

（2）第6条第2項の改正規定 令和9年1月4日

（経過措置）

2 この条例による改正後の第2条第14号、第4条第1項及び別表第1（1）の項の

規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

◎参 考

加古川市医療の助成に関する条例の

( 現 行 )

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) …………… (省 略)

}

(13) …………… (省 略)

(14) 「被保険者等負担額」とは、当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合にあつてはその額を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われていないときに限る。）をいう。

(15) …………… (省 略)

(助成の範囲等)

第4条 市の助成する医療費の範囲は、対象者の疾病（重度精神障害者等の精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額から別表第2に掲げる対象者の一部負担金（以下「対象者一部負担金」という。）を控除した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

## 一部を改正する条例（新旧対照表）

（ 改 正 ）

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ……………（省 略）

）

(13) ……………（省 略）

(14) 「被保険者等負担額」とは、当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合にあつてはその額を含む。）及び医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額を控除した額をいう。

(15) ……………（省 略）

（助成の範囲等）

第4条 市の助成する医療費の範囲は、対象者の疾病（重度精神障害者等の精神疾患による疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条に規定する自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）の支給を受けることができる場合に限る。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額から別表第2に掲げる対象者の一部負担金（以下「対象者一部負担金」という。）を控除した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

( 現 行 )

2 …………… (省 略)

}

5 …………… (省 略)

(受給者証)

第6条 …………… (省 略)

2 対象者は、保険医療機関等において、医療を受ける際、当該保険医療機関等に受給者証を提示するものとする。

別表第1 (第3条関係)

助成対象要件	
年齢、保険等の区分による要件	所得等による要件
(1) 高齢期移行者の場合 高齢期移行者であつて医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であるもの	左欄の要件に該当する者について、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度。以下同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。)であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの間にあつては、前前年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとし、所得税法第35条第2項第1号に規定する額を除く。)をいい、当該合計所得金額が0を下回

( 改 正 )

2 …………… (省 略)

}

5 …………… (省 略)

(受給者証)

第6条 …………… (省 略)

2 対象者は、保険医療機関等において、医療を受ける際、当該保険医療機関等に受給者証を提示し、又は当該保険医療機関等による電子資格確認（医療保険各法の規定による電子資格確認をいう。）を受けるものとする。

別表第1（第3条関係）

助成対象要件	
年齢、保険等の区分による要件	所得等による要件
(1) 高齢期移行者の場合 高齢期移行者であつて医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であるもの	左欄の要件に該当する者について、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。）であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの間にあつては、前前年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項第1号に規定する額を除く。）をいい、当該合計所得金額が0を下回

( 現 行 )

	る場合には、0とする。)の合計額が <u>80万9千円</u> 以下であるもの。ただし、左欄の要件に該当する者が、規則で定める所得を有しない者(以下「所得を有しない者」という。)以外の者である場合は、当該者が介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項の規定により要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第2号から第5号までに掲げる区分のいずれかに該当することの認定を受けているものに限る。
(2) 障害者の場合 障害者であつて医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であるもの	左欄の要件に該当する障害者及び配偶者等について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7、 <u>同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項</u> 及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)(以下「所得割額」という。)の合計額が23万5千円未満であるもの
(省 略)	

備考

1 …………… (省 略)

↳

3 …………… (省 略)

( 改 正 )

	る場合には、0とする。)の合計額が規則で定める額以下であるもの。ただし、左欄の要件に該当する者が、規則で定める所得を有しない者(以下「所得を有しない者」という。)以外の者である場合は、当該者が介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項の規定により要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第2号から第5号までに掲げる区分のいずれかに該当することの認定を受けているものに限る。
(2) 障害者の場合 障害者であつて医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であるもの	左欄の要件に該当する障害者及び配偶者等について、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7、同法附則第5条の4第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)(以下「所得割額」という。)の合計額が23万5千円未満であるもの
(省 略)	

備考

1 …………… (省 略)

⌋

3 …………… (省 略)

神吉中津線橋梁上部工事請負変更契約締結のこと

令和7年3月24日議案第38号をもって議決を経た「神吉中津線橋梁上部工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第17号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年5月29日提出

兵庫県加古川市長 岡田 康 裕

記

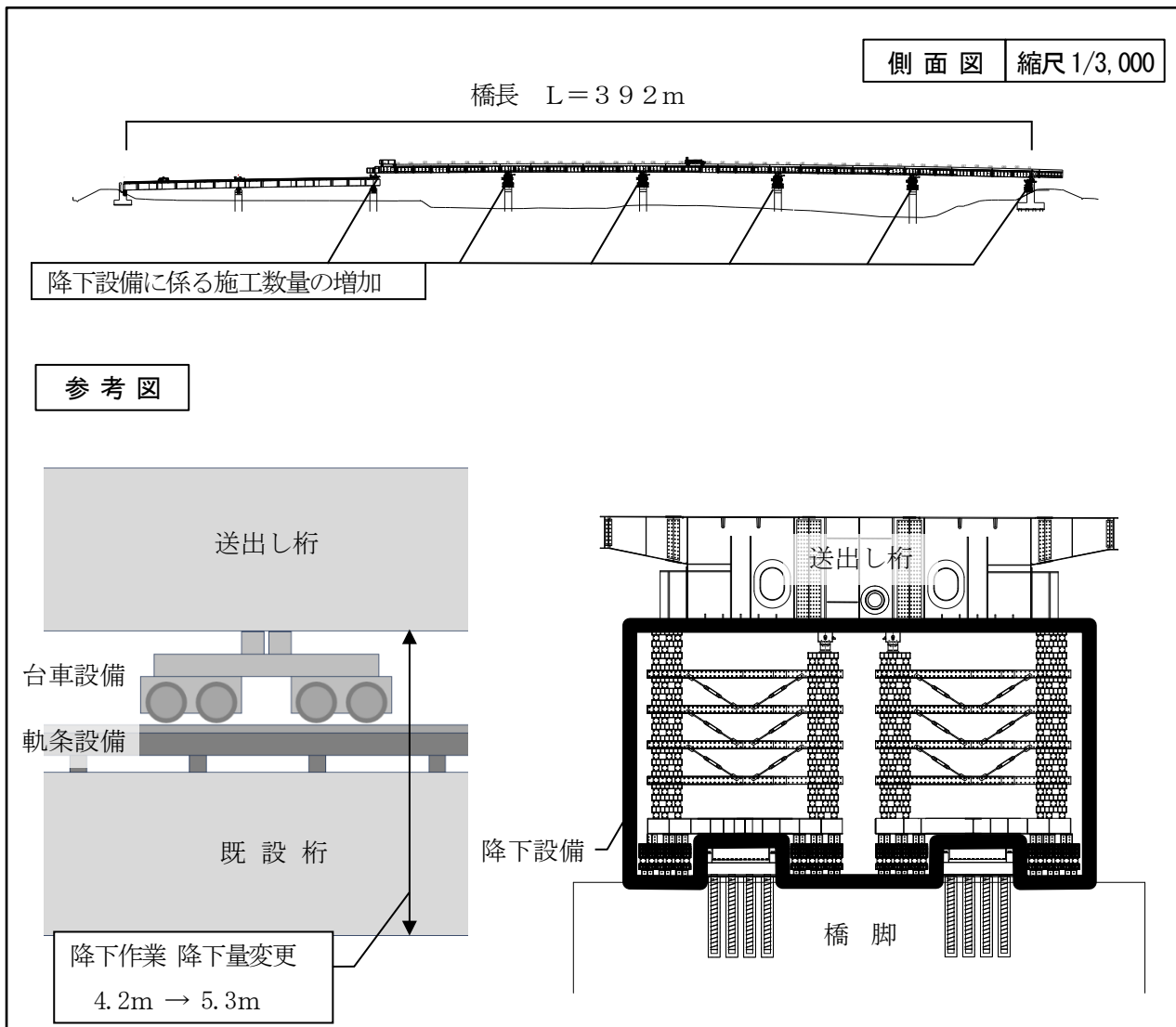
- 4 請負金額中 「4,764,545,500円」を  
「5,093,249,700円」に改める。
- 7 契約保証金中 「476,454,550円」を  
「509,324,970円」に改める。

◎参 考

### 神吉中津線橋梁上部工事施工内容

工事の種類	工事の内容	
	変更前	変更後
鋼構造物工事 (鋼橋上部工事)	≪架設工(送出し架設)≫ 桁架設 降下作業 降下量 4.2m      1式  降下設備 降下設備の組立・解体      191.4 t	≪架設工(送出し架設)≫ 桁架設 降下作業 降下量 5.3m      1式  降下設備 降下設備の組立・解体      359.3 t

### 神吉中津線橋梁上部工事変更内容





令和 7 年 3 月 2 4 日

原 案 可 決

議案第 3 8 号

神吉中津線橋梁上部工事請負契約締結のこと

神吉中津線橋梁上部工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 7 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- 1 工 事 名 神吉中津線橋梁上部工事
- 2 工 事 場 所 加古川市加古川町中津、東神吉町出河原地内
- 3 工 期 着工 契約の日の翌日から  
完成 令和 1 1 年 3 月 1 5 日
- 4 請 負 金 額 4, 4 3 9, 6 0 0, 0 0 0 円
- 5 契約不適合責任期間 工事目的物引渡し後 2 箇年
- 6 契約の相手方 I H I ・日車特定建設工事共同企業体  
神戸市中央区御幸通 5 丁目 2 番 1 5 号  
株式会社 I H I インフラシステム兵庫営業所  
所長 大 畑 和 夫  
大阪市北区茶屋町 1 9 番 1 9 号  
アプローズタワー 1 1 階  
日本車輛製造株式会社インフラ営業部西日本営業グループ  
主幹 上 津 慶 太 郎

7 契約保証金 443,960,000円

8 支払条件

(1) 工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に支払うものとする。

(2) 請負金額の10分の4以内の前金払をすることができる。

(3) 前金払をしたときは、工事の完成前に請負金額の10分の2以内の中間前金払をすることができる。

(4) 令和6年度の支払限度額は0円、令和7年度の支払限度額は719,136,000円、令和8年度の支払限度額は2,037,717,000円、令和9年度の支払限度額は559,350,000円とする。

9 その他

建設工事請負契約書に定めるところによる。



令和7年12月19日

原 案 可 決

議案第 118号

神吉中津線橋梁上部工事請負変更契約締結のこと

令和7年3月24日議案第38号をもって議決を経た「神吉中津線橋梁上部工事請負契約締結のこと」の契約内容の一部について、下記のとおり変更契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第17号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月3日提出

兵庫県加古川市長 岡 田 康 裕

記

- 4 請負金額中 「4,439,600,000円」を  
「4,764,545,500円」に改める。
- 7 契約保証金中 「443,960,000円」を  
「476,454,550円」に改める。
- 8 支払条件中 「令和8年度の支払限度額は2,037,717,000円、  
令和9年度の支払限度額は559,350,000円」を「  
令和8年度の支払限度額は900,000,000円、令和  
9年度の支払限度額は1,620,000,000円」に改  
める。

◎参 考

地 方 自 治 法 抜 す い

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) …………… (省 略)

}

(4) …………… (省 略)

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) …………… (省 略)

}

(15) …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜すい

(市議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。